

入退会及び会費に関する規程

2021年3月26日理事会承認

一般社団法人日本型枠工事業協会

平成25年5月30日制定

一般社団法人日本型枠工事業協会 入退会及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本型枠工事業協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、会員の入退会、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第1条の2 第1条の会員（以下「会員」という。）は定款第5条に規定する正会員、賛助会員又は特定会員とする。

2 第1項の特定会員（以下「特定会員」という。）は第1項の正会員を除く、在留資格「特定技能」を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる者で、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けて型枠工事関連業を営む法人である者とする。

(入会申込書)

第2条 本協会の会員になろうとする者（以下「入会希望者」という。）は、定款第6条の規定に従い、「入会申込書」（様式1）に、入会希望者の所在地にある本協会の支部又は支部である中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等の団体（以下「支部」という。）の長（以下「支部長」という。）の推薦を得て、本協会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、入会希望者の所在地が支部のない地域にあるときは、「入会申込書」（様式2）を会長に直接提出するものとする。

2 特定会員の入会希望者は前項の入会申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行されたもの）
- 二 建設業許可証の写し（有効期限内のもの）
- 三 国土交通省「外国人就労管理システム」（以下「国土交通省システム」という。）において作成する「特定技能外国人に関する事項」に記載する内容と同一の「1号特定技能外国人受入リスト」（様式5）
- 四 建設業界共通行動規範の遵守及び会費等支払いに係る誓約書（様式6）
- 五 会員証明書発行依頼（様式9）

3 正会員の入会希望者で特定技能外国人を受け入れる者は第1項の入会申込書に前項の書類を添付しなければならない。

(入会の承認)

第3条 会長は、第2条に定める「入会申込書」及び第2項に掲げる書類を受理したときは、総務委員会の確認を受けた後理事会に諮り、理事会の承認を受けなければならぬ。

(会員証明書等の発行)

第3条の2 会長は、第3条に定める総務委員会の確認を受けた特定会員に対し、特定会員が第4条に定める入会金及び第5条に定める会費を納入後速やかに、「(仮)会員証明書」(様式7)を交付し、同条に定める理事会の承認を受けた後「会員証明書」(様式8)を交付する。

- 2 会長は、特定会員が第4条に定める入会金及び第5条に定める会費を納入しないときは前項の「(仮)会員証明書」又は「会員証明書」を交付しない。
- 3 会長は、特定技能外国人を受け入れる正会員（以下「特定技能外国人受入正会員」という。）に対し、正会員の求めに応じて「会員証明書」を交付する。
- 4 特定技能外国人受入正会員は第2条第2項第3号から第5号までの書類を会長に提出しなければならない。
- 5 会長は、「会員証明書」を発行した特定技能外国人受入正会員及び特定会員（以下「受入会員」という。）を台帳に登録する。
- 6 会長は、受入会員が第6条に定める退会をしたとき又は第6条の2に定める会員資格を喪失したときは、前項の台帳から登録を削除する。
- 7 受入会員が、国土交通省システムにおいて「建設特定技能受入計画」を提出する際に添付する会員であることを証する書類は、第1項の「(仮)会員証明書」(様式7)又は「会員証明書」(様式8)とする。

(入会金)

第4条 定款第7条の規定に従い、会員は入会するとき、次の入会金を納入しなければならない。

金5, 000円

- 2 支部に納入する入会金は支部の規定に定める。

(会費)

第5条 定款第7条の規定に従い、会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 一 正会員及び賛助会員 金 2, 500円（月額）
- 二 特定会員 金20, 000円（年額）

- 2 支部の運営に必要な会費は支部の規定に定める。

- 3 支部の運営に必要な会費は支部に納入しなければならない。
- 4 第1項第2号の会員は会費を入会時若しくは会計年度の初めに全額を納入しなければならない。

(受入負担金)

第5条の2 受入会員は別表に定める受入負担金を支部に納入しなければならない。

- 2 受入会員は、受入負担金を支部の規定に定める期間（但し6月又は1年とする。）について、4月又は4月及び10月に前払いしなければならない。但し受入れ負担金の最初の請求があったときはその月から3月又は3月若しくは9月までの受入負担金を毎払いするものとする。
- 3 受入会員が前記期間の間に特定技能外国人の受入れを停止したときは、一般社団法人建設技能人材機構の受入会員に対する受入負担金の請求が停止した後の前払いされた受入負担金の残金を、前払いをした受入会員に返金する。但し返金は受入負担金の請求の停止が確認できた後に行う。
- 4 支部に納入した受入負担金は会長が（一社）建設技能人材機構に納入する。

(国に対する報告、変更申請、変更届出等)

第5条の3 受入会員は、特定技能外国人が就労を開始したときは速やかに国土交通省システムにおいて受入れ報告書を作成し提出するものとする。

- 2 受入会員は、国土交通省の認定を受けた第3条の2第7項の「建設特定技能受入計画」に変更が生じたときは速やかに国土交通省システムにおいて変更申請又は変更届出を作成し提出するものとする。
- 3 受入会員は、特定技能外国人が退職、帰国又は経営上の理由、被災、行方不明等の理由により就労不能になったときは速やかに国土交通省システムにおいて該当する退職報告書、帰国報告書又は継続不可事由発生報告書を作成し提出するものとする。
- 4 受入会員は、特定技能外国人が前項に該当するときは、速やかに受入会員の所在地を管轄する地方出入国管理官署に「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」を提出するものとする。

(支部及び会長に対する報告)

第5条の4 受入会員は、認定を受けた第3条の2第7項の「建設特定技能受入計画」に記載した特定技能外国人の氏名、人数を変更したときは、会長に対し速やかに変更した後の第2条第2項第3号に定める「1号特定技能外国人受入リスト」（様式5）を提出するものとする。前条第3項に該当するときも同様とする。

(退 会)

第6条 会員が退会するときは、定款第8条の規定に従い、「退会届」（様式3）を会員の所属する支部の支部長に届け出て、支部長の確認を受けるものとする。ただし、退会希望者の所在地が支部のない地域にあるときは、退会届（様式4）を会長に直接提出するものとする。

2 支部長は会員より「退会届」を受理したときは、確認の後、会長に「退会届」を提出するものとする。

(資格の喪失)

第6条の2 受入会員は、定款第10条第1号の定めに係わらず第4条に定める入会金、第5条に定める会費又は第5条の2に定める受入負担金を、本協会又は支部の請求のあった日より2月後までに納入しないときは、その資格を喪失する。

2 受入会員は、第2条第2項第4号に定める建設業界共通常規範に反する行為を行ったときは、その資格を喪失する。

(通報)

第6条の3 本協会は、受入会員が第6条に定める退会をしたとき又は第6条の2に定める資格を喪失したときは、速やかに国土交通省及び一般社団法人建設技能人材機構に通報する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「社団法人日本建設大工工事業協会入会規定」を廃止する。

改定記録

- 2019年5月30日 特定会員及びその会費の規定を新設、入会申込書の様式を改訂
(第1条、第1条の2(新設)、第2条、第4条、第5条及び様式1、
様式2の改訂)
- 2019年7月26日 特定会員の入会時提出資料、会員証明書等、受入負担金、資格の喪失、
通報等を新設
(第2条2項新設、第3条の2新設、第5条の2新設、第6条の2新設、第
6条の3新設)
- 2021年3月26日 特定会員の定義、特定技能受入正会員の提出書類、受入負担金の前払
い、国及び支部・会長に対する報告事項を新設、改訂
(第1条の2、第2条第2項、第2条3項(新設)、第3条の2第4項(新設)、
同第7項(新設)、第5条の2第2項(新設)、同第3項(新設)、第5条の3(新
設)、第5条の4(新設)、第6条の2、第6条の3